

二千二十三年の国際労働機関第百十一回総会において採択された勧告に関する報告書

二千二十三年六月五日から同年六月十六日までジュネーブにおいて我が国の代表の参加の下に開催された国際労働機関第百十一回総会は、次に掲げる勧告（別冊仮訳文添付）を採択した。よって、国際労働機関憲章第十九条6の規定に基づき、この報告書を提出する。

- 一 安全かつ健康的な作業環境を基本的な原則として承認することに伴う補充的な基準の改正に関する勧告（第二百七号）

この勧告は、二千二十二年の国際労働機関第百十回総会において、労働における基本的な原則及び権利に「安全かつ健康的な作業環境」が加えられたことに伴い、補充的に改正が必要になる勧告を改正するた
めに採択されたものであつて、改正の対象となる勧告の規定のうち「千九百九十八年の労働における基本的な原則及び権利に関する国際労働機関の宣言」を「二千二十二年に修正された千九百九十八年の労働における基本的な原則及び権利に関する国際労働機関の宣言」に改めること等について規定したものである。

この勧告の趣旨とするところはおおむね妥当であり、引き続き、労働安全衛生施策の着実な実施に取り組んでまいりたい。

二 質の高い見習制度に関する勧告（第二百八号）

この勧告は、質の高い見習制度の促進及び発展が適切な仕事をもたらし、仕事の世界における課題への効果的な対応に貢献することを認識し、見習制度の定義、適用範囲及び実施手段、質の高い見習制度に関する規制の枠組み、見習の保護等、見習制度の効果的な枠組みについて規定したものである。

この勧告の内容については、我が国の実情に照らして慎重に検討を加えることとしたい。

令和六年五月

二千二十三年の国際労働機関第百十一回総会において
採択された勧告（仮訳文）

安全かつ健康的な作業環境を基本的な原則として承認することに伴う補充的な基準の改正に関する勧告（第二百七号）

国際労働機関の総会は、

理事会によりジュネーブに招集されて、二千二十三年六月五日にその第百十一回会期として会合し、

第百十回会期（二千二十二年六月）において採択した安全かつ健康的な作業環境を労働における基本的な原則及び権利に関する国際労働機関の枠組みに含める決議を想起し、

安全かつ健康的な作業環境を労働における基本的な原則及び権利に関する国際労働機関の枠組みに含める決議の採択に伴って必要とされる補充的改正を、二千二年の協同組合の促進勧告（第百九十三号）、二千四年の人的資源開発勧告（第百九十五号）、二千六年の雇用関係勧告（第百九十八号）、二千十年のHIV及びエイズ勧告（第二百号）、二千十二年の社会的な保護の土台勧告（第二百二号）、二千十五年の非公式な経済から公式な経済への移行勧告（第二百四号）及び二千十七年の平和及び強靱性じんのための雇用及び適切な仕事勧告（第二百五号）に加えることを目的とする改正に関する提案の採択を決定し、

その提案が勧告の形式をとるべきであると考えて、

次の勧告（引用に際しては、二十三年の安全かつ健康的な作業環境（補充的改正）勧告と称することができる。）を二十三年六月十二日に採択する。

1 二十二年の協同組合の促進勧告（第百九十三号）前文中「国際労働総会より千九百九十八年のその第十六回会期において採択された労働における基本的な原則及び権利に関する国際労働機関の宣言」、同勧告8(1)(a)及び二十四年の人的資源開発勧告（第百九十五号）前文中「労働における基本的な原則及び権利に関する国際労働機関の宣言」、二千六年の雇用関係勧告（第百九十八号）前文及び二十年のH I V及びエイズ勧告（第百九十九号）35中「千九百九十八年の労働における基本的な原則及び権利に関する国際労働機関の宣言」並びに二十五年の非公式な経済から公式な経済への移行勧告（第二百四号）前文並びに二十七年の平和及び強韌性^{じん}のための雇用及び適切な仕事勧告（第二百五号）前文、23(a)及び41(c)中「千九百九十八年の労働における基本的な原則及び権利に関する国際労働機関の宣言及びその実施についての措置」を「二十二年に修正された千九百九十八年の労働における基本的な原則及び権利に関する国際労働機関の宣言」に改める。

2 二千二年の協同組合の促進勧告（第九十三号）前文中「千九百七十五年の人的資源開発条約及び千九百七十五年の人的資源開発勧告」の下に「、千九百八十一年の職業上の安全及び健康に関する条約（第五十五号）」を加え、「並びに千九百九十九年の最悪の形態の児童労働条約」を「、千九百九十九年の最悪の形態の児童労働条約並びに二千六年の職業上の安全及び健康促進枠組条約（第八十七号）」に改める。

3 二千十五年の非公式な経済から公式な経済への移行勧告（第二百四号）中

(a) 前文第八段落中「八」を「十」に改める。

(b) 16に次のように加える。

(e) 安全かつ健康的な作業環境

(c) 附属書見出し「国際労働機関の文書」の小見出し「基本条約」中「千九百九十九年の最悪の形態の児童労働条約（第八十二号）」を「千九百八十一年の職業上の安全及び健康に関する条約（第五十五号）」を「千九百九十九年の最悪の形態の児童労働条約（第八十二号）」を

二千六年の職業上の安全及び健康促進枠組条約（第八十七号）」

号)

「千九百八十一年の職業上の安全及び健康条約

に改め、同見出しの小見出し「その他の文書」中 二千一年の農業における安全及び健康条約

」

二千六年の職業上の安全及び健康促進枠組条

(第百五十五号)

(第百八十四号) 及び勧告(第百九十二号) を「二千一年の農業における安全及び健康条約(第百八

約(第百八十七号)

」

十四号) 及び勧告(第百九十二号)」に改める。

4 二千十二年の社会的な保護の土台勧告(第二百二号) 前文中「公正なグローバル化のための社会正義に

関する国際労働機関宣言」並びに二千十五年の非公式な経済から公式な経済への移行勧告(第二百四号)

前文及び二千十七年の平和及び強靱性^{じん}のための雇用及び適切な仕事勧告(第二百五号) 前文中「二千八年

の公正なグローバル化のための社会正義に関する国際労働機関の宣言」を「二千二十二年に修正された二

千八年の公正な国際化のための社会正義に関する国際労働機関の宣言」に改める。

5 国際労働事務局長は、この勧告によって改正された、1から4までに掲げる勧告の原本を用意させ、そ

の認証謄本を各加盟国に送付しなければならない。

以上は、国際労働機関の総会が、ジュネーブで開催されて二千二十三年六月十六日に閉会を宣言されたその第百十一回会期において、正当に採択した勧告の真正な本文である。

以上の証拠として、我々は、二千二十三年六月十六日に署名した。

総会議長

アリ・ビン・サミー・アール・マリ

国際労働事務局長

ジルベール・F・ウングボ

質の高い見習制度に関する勧告（第二百八号）

国際労働機関の総会は、

理事会によりジュネーブに招集されて、二千二十三年六月五日にその第百十一回会期として会合し、

国際的に失業率及び不完全就業率が引き続き高く、不平等が継続し、並びに気候変動の課題等から生ずる仕事の世界における急速な変容が技能のミスマッチ及び技能不足を深刻化させ、あらゆる年齢層の人々に技能の習得、リスキリング及びアップスキリングを継続的に行う機会を提供する質の高い見習制度の開発を要していることに留意し、

また、この継続的な技能の習得、リスキリング及びアップスキリングが、全ての人の完全雇用、生産的な雇用及び職業の自由な選択並びに適切な仕事の促進に貢献することに留意し、

全ての人への質の高い教育及び訓練並びに質の高い生涯学習へのアクセスの重要性を強調し、

全ての人間が、自由及び尊厳並びに経済的保障及び機会均等の条件において、物質的福祉及び精神的発展の双方を追求する権利を持つことを想起し、

質の高い見習制度の促進及び発展が、適切な仕事をもたらし、仕事の世界における課題への効果的及び効率的な対応に貢献し、生産性、強靱性^{じん}、移行及び雇用の可能性を高め、見習、使用者及び労働市場の現在及び将来のニーズを満たす生涯学習の機会を提供し得ることを認識し、

また、質の高い見習制度の促進、発展及び提供が、起業家精神、自営業、雇用可能性、公式な経済への移行、適切な仕事の創出並びに企業の成長及び持続可能性を支援することを認識し、

質の高い見習制度のための効果的な枠組みが、見習制度が十分に規制されており、持続可能で、十分な資金を有し、包摂的かつ差別、暴力及びハラスメント並びに搾取を受けることなく、性の平等及び多様性を促進し、適切な報酬又はその他の金銭上の補償及び社会的な保護を提供し、認定された資格をもたらすこと及び雇用の結果を高めることを要することを考慮し、

見習制度が、その質を確保し、見習及び企業に利益及び保護を提供し、潜在的な見習及び使用者（零細企業及び中小企業を含む。）に対する見習制度の魅力を高めることを目的として促進され、規制されるべきであること（社会的対話を通じたものを含む。）を強調し、

世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約及び経済的、社会的及び文化的権利に関する国際

規約の規定を想起し、

特に、仕事の世界における重大な変容に照らして、質の高い見習制度の促進及び全ての見習の効果的な保護のため、二千二十二年に修正された千九百九十八年の労働における基本的な原則及び権利に関する国際労働機関の宣言、二千二十二年に修正された二千八年の公正な国際化のための社会正義に関する国際労働機関の宣言、二千二十二年に修正された多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言、二千七年の持続可能な企業の促進に関する結論及び二千十九年の仕事の未来のための国際労働機関百周年宣言との関連性を強調し、

国際労働機関のその他の関連文書、特に、千九百六十四年の雇用政策条約（第二百二十二号）及び雇用政策勧告（第二百二十二号）、千九百七十五年の人的資源開発条約（第四百四十二号）、千九百八十四年の雇用政策（補足規定）勧告（第百六十九号）、千九百九十七年の民間職業仲介事業所条約（第百八十一号）、二千四年の人的資源開発勧告（第百九十五号）並びに二千十五年の非公式な経済から公式な経済への移行勧告（第二百四号）の規定を想起し、

会期の議事日程の第四議題である質の高い見習制度に関する提案の採択を決定し、その提案が勧告の形式

をとるべきであることを決定して、

次の勧告（引用に際しては、二千二十三年の質の高い見習制度勧告と称することができる。）を二千二十三年六月十六日に採択する。

I 定義、適用範囲及び実施手段

1 この勧告の適用上、

(a) 「見習制度」とは、見習制度の合意により規律される教育及び訓練の形式であると解し、内外双方の学習によって構成され、かつ認定された資格に資する、系統立った、報酬のある、又は金銭による補償がある訓練を通じて、見習が職業で就労を行うために必要となる能力の習得を可能にするものと了解すべきである。

(b) 「仲介者」とは、受入企業又は教育訓練機関以外であつて、見習制度の実施において、調整、支援又は補助を行う者と了解すべきである。

(c) 「事前見習制度プログラム」とは、潜在的な見習が職場への準備又は見習制度への正式な応募条件を満たすための能力の向上を支援するために立案されたプログラムと了解すべきである。

(d) 「事前学習の認定」とは、確立された資格に関する基準に基づき、有資格者によって実施される、正規の、正規でない又は非公式の学習によって習得される個人の能力を特定し、記載し、評価し及び証明するための過程と了解すべきである。

2 この勧告は、全ての企業及び経済活動分野における見習制度について適用する。

3 加盟国は、国内の法令、労働協約、政策及びプログラム又は国内の法令及び慣行に適合する他の措置を通じて、この勧告の規定を実施することができる。

4 加盟国は、最も代表的な使用者団体及び労働者団体と協議の上、この勧告の規定を実施すべきである。

II 質の高い見習制度に関する規制の枠組み

5 加盟国は、関連の教育、職業訓練、生涯学習及び雇用政策において、質の高い見習制度を組み入れ、及び促進すべきである。

6 加盟国は、質の高い見習制度に関する規制の枠組み及び見習制度を通じて取得した能力の承認を容易にする資格認定の枠組み又は制度を制定すべきである。代表的な使用者団体及び労働者団体は、質の高い見習制度の枠組み、制度、政策及びプログラムの立案、実施、監視及び評価に関与すべきである。

7 加盟国は、代表的な使用者団体及び労働者団体が参加する、見習制度の規制に責任を有する一又は二以上の公の機関を設立し又は指定すべきである。

8 加盟国は、権限のある機関が、明確に責任を定義し、十分な資金を有し、教育及び訓練、労働監督、社会的保護、職業上の安全及び健康並びに公的な及び民間の雇用サービスの規制又は提供に責任を有する他の機関又は組織と緊密に協力することを確保すべきである。

9 加盟国は、ある職業が質の高い見習制度に適合するか否かを決定するため、次の事項を考慮しつつ、代表的な使用者団体及び労働者団体が参加する手続を採用すべきである。

- (a) その職業で就労するために必要とする能力
- (b) その能力の取得手段としての見習制度の妥当性
- (c) その能力の取得のために必要とされる見習制度の期間
- (d) 現在及び将来におけるその職業の技能に対する需要及び雇用可能性
- (e) 使用者団体及び労働者団体の職業、訓練及び労働市場についての専門知識
- (f) 広範かつ新たな職業分野及び発展する生産過程及びサービス

10 加盟国は、代表的な使用者団体及び労働者団体と協議の上、必要に応じ、特に次の基準が定める措置をとることにより、質の高い見習制度に関する職業特有の又は一般的な基準を制定すべきである。

(a) 千九百七十三年の最低年齢条約（第二百二十八号）及び千九百九十九年の最悪の形態の児童労働条約（第百八十二号）に従った承認の最低年齢

(b) 千九百八十一年の職業上の安全及び健康に関する条約（第百五十五号）及び二千六年の職業上の安全及び健康促進枠組条約（第百八十七号）に従った職業上の安全及び健康

(c) 承認に必要な教育上の資格、技能又は事前学習

(d) 見習、使用者、教育訓練機関及び仲介者の責任

(e) 有資格者による見習の監督及びその監督の性質

(f) 労働者の代替の回避、並びに零細企業及び中小企業における見習制度促進の必要性を考慮しながら、見習制度プログラムの修了及び適当な監督を確保するための、職場における見習と労働者との間の適当な均衡

(g) 見習制度を予定する最短及び最長の期間

- (h) 事前学習又は見習制度期間中の進捗に基づいて短縮することができる見習制度の予定期間の程度
- (i) 関連する見習の職業能力、教育及び訓練のニーズ並びに労働市場のニーズに基づいた学習の成果及び教育課程

- (j) 企業における業務の遂行の過程外で行う学習及びその過程内で行う学習との間の適当な均衡
- (k) 必要に応じて、見習制度の前後及び期間中における、職業指導、職業相談その他の支援サービスを利
用する機会を有すること

- (l) 見習制度に関与する教員、指導者、内部の研修指導者その他の専門家に求められる資格及び経験
- (m) 質の高い教育及び訓練を確保する必要性を考慮した、見習と教員間の適当な均衡
- (n) 習得した能力の評価と認証の手続
- (o) 見習制度を成功裡に修了した時に取得する資格

11 加盟国は、見習制度の修了のために必要と認められるときは、見習の同意に従うことを条件として、二以上の企業で見習制度を行うことができる公正かつ透明性のある過程を確保するための措置をとるべきである。

12 加盟国は、次の条件を定めるべきである。

(a) 企業が見習制度を実施できる条件

(b) 企業における業務の遂行の過程外及び過程内で、教育訓練機関が職業訓練を実施できる条件

(c) 見習制度の実施において、仲介者が、調整、支援又は補助を行う条件

13 加盟国は、継続的に次の措置をとるべきである。

(a) 政府機関、使用者団体、労働者団体及び教育訓練機関の能力を開発し、かつ強化すること

(b) 実施企業の訓練能力を強化すること

(c) 見習制度に関与する教員、指導者、内部の研修指導者その他の専門家の能力を向上させること

14 加盟国は、見習制度及びプログラムが、権限のある機関から定期的に監視され、及び評価されることを確保するための措置をとるべきである。監視及び評価の結果は、その制度及びプログラムがこれに従って適合され、かつ改善されるように利用されるべきである。

III 見習の保護

15 加盟国は、見習制度に関し、労働における基本的な原則及び権利を尊重し、促進し、実現するための措

置をとるべきである。

16 加盟国は、見習に関して次のことが確保されるように措置をとるべきである。

- (a) 職業能力の漸進的な習得を反映し、見習制度の異なる段階において増加する可能性のある適切な報酬又はその他の金銭上の補償を見習が受け取ること
- (b) 見習が、国内法令及び労働協約によって特定された労働時間の制限を超えて就労することを求められないこと
- (c) 見習が、適切な報酬又は金銭上の補償のある休暇の権利を有すること
- (d) 見習が疾病又は事故の場合、適切な報酬又はその他の金銭上の補償の下で欠勤する権利を有すること
- (e) 見習が、有給の母性休暇若しくは父性休暇又は育児休暇を利用する機会を有すること
- (f) 見習が、社会保障及び母性保護を利用する機会を有すること
- (g) 見習に、結社の自由及び団体交渉権の実効的な承認が与えられていること
- (h) 見習が、職業上の安全及び健康、差別及び暴力並びにハラスメントに関して、保護が与えられ、かつ研修を受けること

- (i) 見習が、職業上の負傷及び疾病について補償を受ける権利を有すること
- (j) 見習が、効果的な申立て及び紛争解決のための制度を利用する機会を有すること
- (k) 見習が、個人情報保護についての権利を有すること

IV 見習制度に関する合意

17 加盟国は、見習制度が、見習と実施企業又は公的機関との間で作成される、また、国内法令により認められる場合には教育機関、訓練機関、仲介者等の第三者も署名する書面による合意により規律されることを確保すべきである。

18 加盟国は、見習制度の契約書に関して次のことを確保すべきである。

- (a) 当事者のそれぞれの役割、権利及び義務を明確に定めること
- (b) 見習が実施される場所を特定すること
- (c) 見習修了後に、見習が労働市場において移動する機会を制限する規定がないこと
- (d) 見習の期間、報酬その他金銭上の補償及びその頻度、労働時間、休息时间、休憩、休日及び休暇、職業上の安全及び健康、社会保障、紛争解決のための制度並びに見習の合意の終了に関する規定があること

と

- (e) 取得できる能力、資格証明又は資格認定及び提供される追加的な教育支援を特定すること
- (f) 権限のある機関によって定める条件の下で登録されていること
- (g) 見習の開始時に署名されていること
- (h) 見習が未成年である場合、国内法令に従い、見習に代わって、親、保護者若しくは法定代理人により署名されていること、又は親、保護者若しくは法定代理人の同意を得て、見習によって署名されていること

19 加盟国は、代表的な使用者団体及び労働者団体と協議の上、一貫性、画一性及び法令遵守を促進するため、見習制度に関する契約書のひな型を作成すべきである。

V 質の高い見習制度における平等及び多様性

20 加盟国は、特に、一又は二以上のせい弱な集団又はせい弱な状況にある集団に属する人々の状況及びニーズに配慮して、見習制度における平等、多様性及び社会的包摂を促進するための措置をとるべきである。

21 加盟国は、見習制度を利用する機会を含め、見習制度のあらゆる側面において性の平等及び均衡を促進するための適当な措置をとるべきである。

22 加盟国は、見習に対するあらゆる差別、暴力及びハラスメント並びに搾取を防止し及び撤廃し、適切かつ実効的な救済措置を利用する機会を提供するための効果的な措置をとるべきである。

23 加盟国は、完全雇用、生産的な雇用及び職業の自由な選択を促進するため、業界若しくは職業の変更、技能の向上又は雇用可能性の強化を求める成人及び経験のある個人に対して、見習制度を積極的に促進すべきである。

24 加盟国は、非公式な経済から公式な経済及び不安定な仕事から適切でかつ社会保障及び労働者の保護を提供する安定した仕事への成功裡の移行を容易にするための手段として、質の高い見習制度を利用する機会を促進するための措置をとるべきである。

VI 質の高い見習制度の促進

25 加盟国は、代表的な使用者団体及び労働者団体と協議の上、次に掲げる措置を含め、質の高い見習制度を促進するための良好な環境を作り出すための措置をとるべきである。

- (a) 質の高い見習制度のために、戦略を策定及び実施し、自国の目標を定め、並びに適当な資源を割り当てること
- (b) 国の開発戦略並びに教育、職業訓練、生涯学習及び雇用政策において、質の高い見習制度を主流のものとする事
- (c) 質の高い見習制度の実施を容易にするため、部門別又は職業別の技能訓練機関を設立すること
- (d) 見習制度プログラムを設計し、及び適応する目的で、現在及び将来の技能の需要を評価し、労働市場の情報システム並びに代表的な使用者団体及び労働者団体との定期的な協議を含む、確固とした制度を立案し、及び維持すること
- (e) 効果的かつ持続可能な資金提供モデルを実施すること
- (f) 奨励措置や支援サービスを提供すること
- (g) 質の高い見習制度の創設において、資金提供モデル及び奨励制度の実効性を評価するための、権限のある機関による見習制度における定着率、未修了率及び修了率に関するデータ収集を含む、確固とした監視制度を立案すること

- (h) 国の規制上の枠組みの中で、質の高い見習制度を支援するため、効果的な官民連携を促進すること
- (i) 見習制度の実施において、適当な場合には、調整、支援又は補助を行う仲介者を支援すること
- (j) 労働者、若年者、家族、教員、職業相談員、使用者団体及び労働者団体並びに使用者（特に零細企業及び中小企業）にとつての見習制度の便益を強調することにより、質の高い見習制度のイメージ及び魅力を改善するための定期的な啓発活動及び促進活動を実施すること
- (k) 見習の権利、資格及び保護への意識を向上させること
- (l) 一若しくは二以上のぜい弱な集団又はぜい弱な状況にある集団に属する人々の見習制度への参加率、定着率及び修了率の増加に焦点を当てた、ニーズに基づく事前見習制度プログラムを制定すること
- (m) 見習のための更なる職業訓練その他の教育機会の利用を容易にすること
- (n) 移動及び生涯学習並びに技能及び資格の通用性を支援するため、柔軟な学習方針及び職業指導を提供すること
- (o) 見習制度プログラムの中に助言指導を含めることを制定し、支援し、及び奨励すること
- (p) 見習制度の実効性及び質を改善するため、新しい技術及び革新的な方法を利用すること

(q) 仕事の未来を志向した知識の普及及び技能構築を目的として、自然に配慮した経済及び公正な移行に関連する分野において、見習制度を促進すること

26 加盟国は、中核となる技能に関するものを含め、生涯学習、技能の習得、リスクリング及びアップスキリングの文化を促進すべきである。

27 加盟国は、代表的な使用者団体及び労働者団体と協議の上、非公式な経済から公式な経済への移行を円滑にする観点から、次の措置をとるべきである。

(a) 事業開発及び金融サービスを利用する機会の促進、職業上の安全及び健康の改善、並びに教育及び訓練方法並びに熟練した職人の技術的かつ企業家的な能力の向上により、零細及び中小規模の経済単位の能力を強化すること

(b) 見習が企業における業務遂行の過程外の学習をする機会を有し、適当な場合には、他の企業において又は仲介者を通じて、企業における業務遂行の過程内の学習を補完することができるよう確保すること

(c) 見習制度の質を改善するため、財政上の支援によるものを含め、零細及び中小規模の経済単位の団体の能力を強化すること

(d) 非公式な経済において習得されたものを含め、関連する事前学習を承認する過程を採用し、及び橋渡し訓練の実施を奨励すること

VII 質の高い見習制度に関する国際的、地域的及び国内における協力

28 加盟国は、次の措置をとるべきである。

(a) 質の高い見習制度のあらゆる側面において、国際的、地域的及び国内の協力を促進し、及び良い事例の情報を交換すること

(b) 見習いに幅広い学習機会を提供し、及び見習制度プログラム又は事前学習を通して習得した能力を承認するために協力すること

(c) 三者で構成される、国内、部門別又は職業別の技能訓練機関、国際的及び地域的な連合並びに見習制度のネットワーク等を通じて、質の高い見習制度プログラムを促進するための実効的な連携を構築すること

(d) 国際的、地域的及び国内に見習制度の資格の承認を促進すること

以上は、国際労働機関の総会が、ジュネーブで開催されて二千二十三年六月十六日に閉会を宣言されたその第百十一回会期において、正当に採択した勧告の真正な本文である。

以上の証拠として、我々は、二千二十三年六月十六日に署名した。

総会議長

アリ・ビン・サミー・アール・マリ

国際労働事務局長

ジルベール・F・ウングボ